

議案第10号

令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,271千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月21日提出

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦

第1表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		530,648	7,274	523,374
	1 負担金	530,648	7,274	523,374
2 財産収入		11	3	14
	1 財産運用収入	11	3	14
歳入	合計	544,532	7,271	537,261

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		533,397	7,271	526,126
	1 総務管理費	533,284	7,271	526,013
歳出	合計	544,532	7,271	537,261

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	530,648	7,274	523,374
2 財産収入	11	3	14
3 繰入金	8,801	0	8,801
4 繰越金	5,000	0	5,000
5 諸収入	72	0	72
歳入合計	544,532	7,271	537,261

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,135	0	1,135				
2 総務費	533,397	7,271	526,126			3	7,274
3 予備費	10,000	0	10,000				
歳出合計	544,532	7,271	537,261	0	0	3	7,274

2 歳入

(款) 1 分担金及び負担金
(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
				区 分	金 額			
1 共通経費負担金	530,648	7,274	523,374	1 共通経費負担金	7,274	青森市	1,313 板柳町	142
						弘前市	989 鶴田町	110
						八戸市	597 中泊町	115
						黒石市	174 野辺地町	125
						五所川原市	256 七戸町	97
						十和田市	163 六戸町	51
						三沢市	256 横浜町	32
						むつ市	404 東北町	105
						つがる市	230 六ヶ所村	102
						平川市	236 おいらせ町	11
						平内町	97 大間町	92
						今別町	81 東通村	101
						蓬田村	43 風間浦村	61
						外ヶ浜町	153 佐井村	88
						鱒ヶ沢町	152 三戸町	104
						深浦町	139 五戸町	22
						西目屋村	28 田子町	95
						藤崎町	89 南部町	165
						大鰐町	142 階上町	21
						田舎館村	66 新郷村	49
							計	7,274
計	530,648	7,274	523,374					

(款) 2 財産収入
 (項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	11	3	14	1 利子及び配当金	3	基金積立金利子
計	11	3	14			

3 歳出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	533,284	7,271	526,013	0	0	3	7,274	3 職員手当等	2,089	通勤手当
								13 使用料及び賃借料	1,687	職員用住宅借上料
								24 積立金	3	財政調整基金積立金
								27 繰出金	7,676	後期高齢者医療特別会計繰出金
計	533,284	7,271	526,013	0	0	3	7,274			

補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地手当 (千円)	その他の 手当(千円)				
補正後	長 等	2	107					107		107	
	議 員	20	581					581		581	
	その他の特別職	13	2,791					2,791		2,791	
	計	35	3,479	0	0	0	0	3,479	0	3,479	
補正前	長 等	2	107					107		107	
	議 員	20	581					581		581	
	その他の特別職	13	2,791					2,791		2,791	
	計	35	3,479	0	0	0	0	3,479	0	3,479	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2 一般職

(1) 総括

区	分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補	正 後	2		7,258	11,563	18,821	2,716	21,537	
補	正 前	2		7,258	9,474	16,732	2,716	19,448	
比	較	0	0	0	2,089	2,089	0	2,089	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
		補 正 後		1,364	579		3,616		1,769	456
	補 正 前		1,364	579		1,527		1,769	456	3,779
	比 較	0	0	0	0	2,089	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減		
		普通昇給に伴う増減		
		その他の増減分		
職員手当	2,089	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,089	通勤手当・時間外手当の増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令和4年10月1日現在	平均給料月額 (円)	302,400
	平均給与月額 (円)	348,785
	平均年齢 (歳)	61.96
令和3年12月1日現在	平均給料月額 (円)	302,400
	平均給与月額 (円)	348,540
	平均年齢 (歳)	62.46

イ 初任給

区 分	学 歴	行政職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和4年10月1日現在	高 校 卒	150,600	150,600
	大 学 卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職	
	級	職員数 (人) / 構成比 (%)
令和4年10月1日現在	8級	
	7級	
	6級	1 / 50.0
	5級	1 / 50.0
	4級	
	3級	
	2級	
	1級	
	計	2 / 100.0
令和3年12月1日現在	8級	
	7級	
	6級	1 / 50.0
	5級	1 / 50.0
	4級	
	3級	
	2級	
	1級	
	計	2 / 100.0

(級別の標準的な職務内容)

行政職	
1級	主事の職務
2級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	1 主幹の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務 3 レセプト点検専門官の職務 4 保健事業推進員の職務
4級	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する保健事業推進員の職務
5級	1 課長又は副参事の職務 2 特に困難な業務を処理する主幹の職務
6級	1 事務局長の職務 2 特に困難な業務を所掌する課長の職務
7級	困難な業務を所掌する事務局長の職務
8級	特に困難な業務を所掌する事務局長の職務

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.100	2.100	4.20	5~20%	
補正前	2.100	2.100	4.20	5~20%	
国の制度	2.150	2.150	4.30	5~20%	

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	4輪の自動車を使用する者 使用距離により2,000円~46,000円に区分 交通機関等を利用する者の上限額 90,000円